

# 埼玉県立小児医療センター

## 院外処方箋疑義照会簡素化プロトコル

埼玉県立小児医療センターの院外処方箋にかかる薬剤師法第23条第2項の取り扱いについて、下記の通り疑義照会を簡素化するためのプロトコルを設ける。

なお、本プロトコルの運用においては、患者が不利益を被らないように、十分な説明の上同意を得てから行うものとする。

### 記

#### 1. 院外処方せんにおける疑義照会の運用について

以下の場合を原則として疑義照会を不要とする。

なお、具体的な事例等については別途細則により定める。

- ① 成分名が同一の銘柄変更（ただし変更不可の処方を除く）
- ② 内用薬の剤形の変更
- ③ 内用薬における別規格製剤がある場合の処方規格の変更
- ④ 無料で行う半錠、粉碎あるいは混合
- ⑤ 無料で行う一包化調剤
- ⑥ 貼付剤や軟膏類の包装・規格変更
- ⑦ その他、合意事項

#### 2. 開始時期について

開始時期 令和3年3月1日

#### 3. 合意内容変更について

内容の変更については、必要時、協議を行うこととする。

改訂履歴は細則に記載する。

以上

地方独立行政法人埼玉県立病院機構  
埼玉県立小児医療センター

(付記)

令和3年2月 5日 病院長決裁

令和3年2月10日 さいたま市薬剤師会と合意書を締結